

年金数理部会セミナー2008

北米にみる年金制度の安定性

ーベビーブーマーの受給開始と年金財政ー

平成20年7月31日(木)

社会保障審議会 年金数理部会

目 次

1. 年金数理部会セミナー2008 次第	1
2. 講師・パネリスト紹介	2
3. 基調講演 資料		
(株)野村総合研究所 主席研究員 坂本 純一	3
4. 参考資料	45

1 年金数理部会セミナー2008 次第

日 時 平成20年7月31日(木) 13:00~16:40
会 場 東京厚生年金会館 地下1階「ロイヤルホール」
主 催 社会保障審議会 年金数理部会
テーマ 北米にみる年金制度の安定性
—ベビーブーマーの受給開始と年金財政—

次 第

13:00 開会の挨拶 山崎 泰彦 社会保障審議会年金数理部会長

13:05-14:55 基調講演
坂本 純一 (株)野村総合研究所 主席研究員

(休憩 14:55-15:10)

15:10-16:30 パネルディスカッション

座 長	宮武 剛	年金数理部会委員
パネリスト	山崎 泰彦	年金数理部会長
	牛丸 聡	年金数理部会委員
	栗林 世	年金数理部会委員
	近藤 師昭	年金数理部会委員
	坂本 純一	(株)野村総合研究所 主席研究員

16:30 ま と め 宮武 剛 年金数理部会委員

2 講師・パネリスト紹介

部会長・パネリスト

山崎 泰彦（やまさき やすひこ）

神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授、社会保障審議会委員（年金数理部会長）

横浜市立大学商学部卒業／社会保障研究所研究員／上智大学文学部教授／神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

基調講演講師・パネリスト

坂本 純一（さかもと じゅんいち）

(株)野村総合研究所 金融ITイノベーションセンター 主席研究員、(社)日本アクチュアリー会正会員、年金数理人

東京大学理学部卒業／東京大学大学院理学系研究科修士課程修了／厚生省入省／厚生労働省年金局数理課長／(株)野村総合研究所 金融ITイノベーションセンター 主席研究員

パネルディスカッション座長

宮武 剛（みやたけ たけし）

目白大学大学院生涯福祉研究科・人間学部子ども学科教授、社会保障審議会年金数理部会委員、同年金部会委員、財政制度等審議会・国家公務員共済組合分科会長、社会保険事業運営評議会・座長

早稲田大学第一政治経済学部卒業／毎日新聞社入社／論説室・論説委員／東京本社・科学部長兼論説委員／論説副委員長／埼玉県立大学保健医療福祉学部教授／目白大学大学院生涯福祉研究科・人間学部子ども学科教授

パネリスト

牛丸 聡（うしまる さとし）

早稲田大学政治経済学術院教授、社会保障審議会年金数理部会委員、中央社会保険医療協議会委員、博士（経済学）

早稲田大学政治経済学部卒業／東京大学経済学部卒業／東京大学大学院経済学研究科博士課程修了／青山学院大学経済学部専任講師／同助教授／同教授／早稲田大学政治経済学術院教授

栗林 世（くりばやし せい）

元中央大学経済学部教授、社会保障審議会年金数理部会委員

信州大学教育学部数学科卒業／経済企画庁入庁／経済企画庁物価局長／中央大学経済学部教授／連合総合生活開発研究所所長（平成15年9月まで）

近藤 師昭（こんどう のりあき）

日本年金数理人会相談役、社会保障審議会年金数理部会委員、(社)日本アクチュアリー会正会員、年金数理人

埼玉大学文理学部卒業／三井生命保険相互会社入社／三井生命保険相互会社常務取締役／日本年金数理人会会長／三井生命保険相互会社顧問／日本年金数理人会相談役／東京理科大学大学院講師（平成19年3月まで）

3 基調講演資料

(株)野村総合研究所 主席研究員 坂本 純一

北米にみる年金制度の安定性
ーベビーブーマーの受給開始と年金財政ー

北米にみる年金制度の安定性

—ベビーブーマーの受給開始と年金財政—

年金数理部会セミナー2008

平成20年7月31日(木)

野村総合研究所

坂本 純一

はじめに

問題意識

● 年金制度の安定性

(注)「平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」(平成18年1月)年金数理部会38ページ

一 保険料水準固定方式の場合

給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと

一 給付先決め方式の場合

保険料率が急激に引き上げられるおそれや、負担が過大なものとなるおそれのないこと

● アメリカとカナダは「安定性」について対照的

一 両者ともにベビーブーマーが引退を開始する

一 制度の特色を調べ今後のわが国の制度運営への示唆を考える

3

日本、カナダ、アメリカの 期間合計特殊出生率の実績推移

年	日本	カナダ	アメリカ
1950-1955	2.75	3.65	3.45
1955-1960	2.08	3.88	3.71
1960-1965	2.02	3.68	3.31
1965-1970	2.00	2.61	2.55
1970-1975	2.07	1.98	2.02
1975-1980	1.81	1.73	1.79
1980-1985	1.76	1.63	1.83
1985-1990	1.66	1.62	1.92
1990-1995	1.49	1.69	2.03
1995-2000	1.39	1.56	1.99
2000-2005	1.29	1.52	2.04

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

(参考)アメリカは2007年の年間出生数が史上最高(4,315千人)を記録(ヒスパニック系が特に増加)

4

日本、カナダ、アメリカの 平均寿命の実績推移

年	男女平均			男子			女子		
	日本	カナダ	アメリカ	日本	カナダ	アメリカ	日本	カナダ	アメリカ
1950-1955	63.9	69.1	68.9	61.6	66.8	66.1	65.5	71.7	72.0
1955-1960	66.8	70.6	69.7	64.3	67.7	66.6	68.8	73.3	72.9
1960-1965	69.0	71.4	70.0	66.7	68.5	66.8	71.7	74.6	73.5
1965-1970	71.1	72.0	70.4	68.8	69.0	66.8	74.1	75.7	74.1
1970-1975	73.3	73.2	71.5	70.6	69.6	67.8	75.9	76.7	75.4
1975-1980	75.5	74.2	73.3	72.7	70.8	69.5	78.0	78.2	77.2
1980-1985	76.9	75.9	74.1	74.2	72.5	70.8	79.7	79.5	77.9
1985-1990	78.3	77.0	74.7	75.5	73.7	71.5	81.3	80.3	78.4
1990-1995	79.5	77.9	75.3	76.2	74.8	72.2	82.4	81.0	78.9
1995-2000	80.5	78.7	76.5	77.1	75.9	73.6	83.8	81.4	79.3
2000-2005	81.9	79.8	77.4	78.3	77.3	74.7	85.2	82.3	80.0

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

5

日本、カナダ、アメリカの 65歳以上人口割合の実績と見通し

年	日本	カナダ	アメリカ
1950	4.9%	7.7%	8.3%
1955	5.3%	7.7%	8.8%
1960	5.7%	7.5%	9.2%
1965	6.2%	7.7%	9.5%
1970	7.1%	7.9%	9.8%
1975	7.9%	8.5%	10.5%
1980	9.0%	9.4%	11.2%
1985	10.3%	10.3%	11.7%
1990	12.0%	11.3%	12.2%
1995	14.6%	12.0%	12.4%
2000	17.2%	12.6%	12.3%
2005	19.7%	13.1%	12.3%
2010	22.5%	14.2%	12.8%
2015	26.2%	16.1%	14.1%
2020	28.4%	18.4%	15.8%
2025	29.5%	20.9%	17.8%
2030	30.6%	23.2%	19.4%
2035	32.3%	24.3%	20.2%
2040	34.9%	24.9%	20.5%
2045	36.6%	25.3%	20.6%
2050	37.7%	25.7%	21.0%

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

6

日本、カナダ、アメリカの 国際人口移動(入国超過数)の状況

国名	2000年-2005年における 平均国際人口移動(入国超過数) (A)	2003年における人口 (B)	(A)/(B)
日本	54千人	127,659千人	0.04%
カナダ	208千人	31,632千人	0.66%
アメリカ	1,299千人	293,837千人	0.44%

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

(注)2007年7月1日現在のアメリカの人口は308,675千人である

7

アメリカ編

8

制度の概要

9

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 適用

- 収入のある者(自営業者を含む)
 - 軍人にも適用される
- 適用除外
 - 州や市町村等の公務員でOASDIを選択しなかった者
(注) 現在州政府のうち7州がOASDIの適用を選択していない。(アラスカ、コロラド、ルイジアナ、メイン、マサチューセッツ、ネバダ、オハイオ)
 - 1984年1月前に採用された連邦公務員
 - 一定の要件を満たす宗教団体の聖職者・職員

10

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(1)

- 老齢給付に焦点を当てる
- 受給資格期間:一定の金額以上の収入があった四半期(QC; credit)が40以上あること
 - ―一定の金額:USD1,050(四半期;2008年)
 - ―受給資格期間を月数で定めず、四半期にしたのは事業主からの報告が四半期ごとだったため(1978年まで;現在は一年毎)
(注)SSAとしては当該四半期において毎月保険料が納められていたのか否かが把握できない。
 - ―このため10年の保険料拠出期間があるのに受給資格が得られないケースもある
- 支給開始年齢
 - ―現在67歳に向けて引き上げ中
 - ・2003年から6年かけて66歳に引き上げ
 - ・2021年から6年かけて67歳に引き上げ
 - ・2008年現在は66歳

11

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(2)

- 年金額は次のステップで算定される
 - ―再評価後平均収入月額(AIME)の算定
 - ―基本保険額(PIA)の算定
- AIMEの算定
 - ①過去の毎年の収入額を並べる
 - ―収入上限を超える場合は収入上限に置き換える
 - ―収入上限:USD102,000(2008年)・・・毎年賃金上昇率で改定
 - ―収入の無かった年はゼロを並べる
 - ②それぞれの年の収入金額を賃金再評価する
 - ―60歳の年までを賃金スライド
 - ―60歳以降の年の収入は再評価しない
 - ③②の再評価後の収入金額のうち多いものから35年分の金額を取り出す
 - ④③の35年の収入金額の平均を作り12で割る=AIME

12

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(3)

● PIA

—二つのベンドポイント(P,Q; P<Q)

—Pは平均賃金月額の22パーセントに設定される

(注)2008年に62歳に到達する者に対してはUSD711

—Qは平均賃金月額の131パーセントに設定される

(注)2008年に62歳に到達する者に対してはUSD4,288

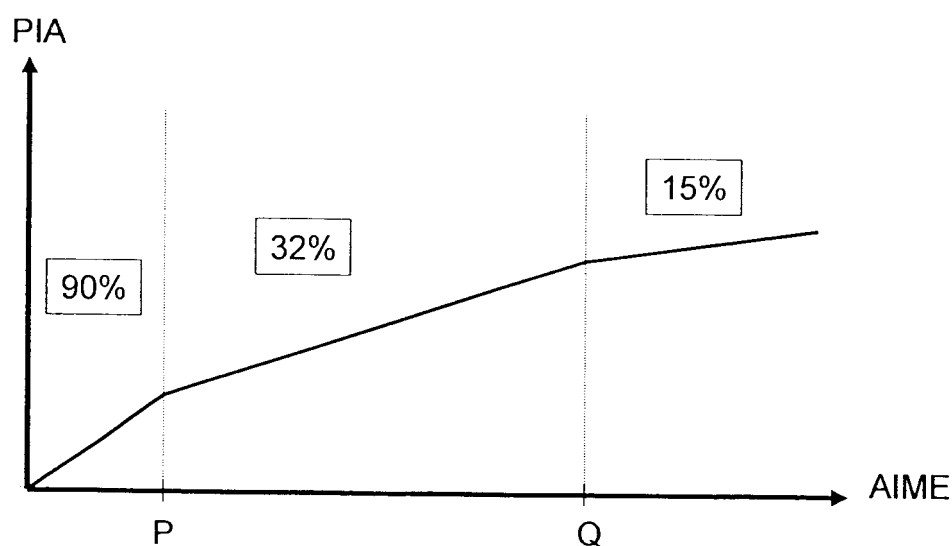
① $AIME \leq P$ のとき $PIA = 0.9 \times AIME$

② $P < AIME \leq Q$ のとき $PIA = 0.9 \times P + 0.32 \times (AIME - P)$

③ $Q < AIME$ のとき $PIA = 0.9 \times P + 0.32 \times (P - Q) + 0.15 \times (AIME - Q)$

13

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(4)



14

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(5)

- PIAが本人の老齢年金月額となる
 - －62歳以降の給付額は物価スライド
 - －生涯平均賃金と同額の収入のあった人の代替率は約45%
 - －バンドポイントも収入上限も賃金上昇と平行して動くので平均賃金との比で見れば世代による差はないが、バンドポイントの名目額はコホート固有の値
 - －繰り上げ減額率(繰り下げ増額率)はその者の支給開始年齢に応じて異なる
 - ・支給開始年齢66歳の者…月25/48% (2/3%)、67歳の者…月30/60(=0.5)% (2/3%)
- 被扶養者年金
 - －PIAの50%の年金額
 - －被扶養配偶者(支給開始年齢に到達してから;障害者や16歳未満の子供の世話をしている場合は年齢制限なし)
 - －婚姻期間10年以上の離婚した配偶者で未婚の者
 - －18歳未満の子供

15

OASDIの給付設計の特色

- 所得再分配(バンドポイント制)
- 平均所得の者に対する所得代替率(60歳時点):約45%
- スライド方式
 - －60歳までグロスの賃金スライド
 - －62歳以降物価スライド

16

保険料率

- $12.4\% = 10.6\%(\text{OASI}) + 1.8\%(\text{DI})$
 - －少しでも収入があれば保険料は賦課される
(注)わが国のような非正規雇用をめぐる適用の問題はない
 - －収入上限までの金額に賦課される
- 内国歳入庁が徴収
 - －内国歳入庁は保険料分を優先的にOASDI信託基金に払い込む

17

OASDIの積立金の運用

- 積立金はすべて非市場性の国債、または財務省への貸付で運用しなければならない
 - －市場金利の動向に応じて金利が約定される
 - －財務省が得たこれらの資金は一般会計に投入され、一般会計で費消される
- OASDI給付の費用として、社会保障税(保険料)収入だけでは賅えず、利子収入を使わなければならない段階が2010年代半ばに到来することが見通されている
 - －一般会計は社会保障基金にクーポンを支払うための現金を用意せねばならない
 - －元本を償還しなければならない段階ではさらに大きな規模の現金を用意せねばならない
 - －財務省は危機感を持っている

18

基本的な統計

19

被保険者数、受給者数

- 2008年に社会保障税(保険料)を納める被保険者数(推計): 164百万人
- 受給者数(2008年6月30日現在)

家族のタイプ	受給家族数(千件)	一家族平均受給額(USD;月額)	一家族当たり受給者数
退職した本人のみ	29,240	1,072	1.000
退職した本人および配偶者(ともに62歳以上)	2,295	1,767	2.000
支給開始年齢未満の配偶者と子のいる障害者	75	1,686	3.950
遺族となった配偶者と二人の子供	51	2,219	3.000
遺族となった子供	1,135	941	1.342
遺族となった高齢の配偶者のみ	4,010	1,046	1.000

(資料)SSA Fact Sheet

20